

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日（水）午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第4号 地域計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、3月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 川野辺辰美委員、3番 野口啓子委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	します。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	受付138号ですが、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから
	譲受人へ贈与を行うものです。申請地は譲受人の自宅に隣接して
	おり、通作距離については問題ないと思われれます。申請事由は自家消費
	野菜作付であり、問題ないと思われれます。
	受付139号ですが、譲渡人は、今後の耕作が難しいことから譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は、譲受人の自宅から各筆とも徒歩数分の
	場所に位置しています。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思
	われれます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思
	われれます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10番	受付番号138号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号139号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。

	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による 許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成 の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による 許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告 をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明 いたします。
	受付番号110号・141号・145号・149号・152号は同一の 譲受人による事業のため、一括で説明いたします。受付番号110号 141号・145号・149号・152号は太陽光発電施設を設ける ものです。
	譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。本申請各号とも 太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用に よる負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため 本申請を行うものです。
	農地の区分については、各号とも農地の広がり概ね10ha未満に なる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号140号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、社宅に居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画 しました。そこで上新郷地区近辺で土地を探したところ、本申請地を 見つけたため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる 「第2種農地」と判断しました。
	受付番号143号は、建築条件付売買予定地を設けるです。
	譲受人は市外で不動産業を行っている法人です。今般、幹線道路や 大型商業施設へのアクセスが良いことや周囲の居住環境に好ましい 立地であること等の条件に合う土地を選定していたところ、本申請地 を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい 区域に近接する区域にある農地で、「第2種農地」と判断しました。
	受付番号144号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が生まれ

	手狭になってきているため、自己用住宅の建築を計画しました。
	今般、保育園や小学校が近くにあり、商業施設も近くにある本申請地を見つけたため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号146号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったので住宅の建築を計画しました。今般、駅や小学校に近い本申請地を見つけたため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号147号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、実家に居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。今般、小学校に近く利便性のある本申請地を見つけたため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号148号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、妻と子供と3人で実家に居住していますが、手狭なため住宅の建築を計画したところ、父所有の農地を住宅地として使用することができるようになったため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号150号は、資材置場及び作業場を設けるものです。
	譲受人は解体業を行っており、市外の土地を借りて事業を行っていましたが、賃貸借期限が切れたことによって土地を探していたところ、本申請を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	受付番号151号は、資材置場を設けるものです。
	譲受人は現在市内で廃棄物及び産業運搬収集業を行っていますが、既存の事業所の隣接地に車両と資材を置いています狭小であり、周囲が住宅地のため拡張ができませんでした。そこで新たな土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8 番	受付番号110号、141号、145号について合わせて報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	太陽光発電設備を設置の敷地にするには、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約、整地費用が

	安価といった要件を満たすことが必要であり、申請地は上記条件を満たしていると考えます。また、土地所有者である譲渡人は、今後の土地の管理方法や土地の有効活用を検討していたところ、譲受人の要望もあることから、所有権移転をすることとしたいと考えています。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
6 番	受付番号 1 4 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、勤務先が管理する社宅に妻と住んでおりますが、将来を考慮専用住宅の建設を決めました。生活環境の変化が少ないように社宅近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ申請地を見つけ申請に及ぶものです。近隣に住宅も多く、幹線道路に近いので車通勤にも何か便利なところと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
1 番	受付番号 1 4 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 1. 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、当該土地について一定の期間内に建築請負契約を締結します。 2. 農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と、土地購入者とが①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを当事者間の誓約書において規定します。 3. 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建築します。 続きまして、受付番号 1 4 6 について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内の賃貸住宅に妻と子どもと住んでおりますが、子どもが大きくなり現在の住居が手狭になったため専用住宅の建設を決めました。実家近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ申請地を見つけ申請に及ぶものです。駅に近く、また、小学校も近いため、将来何か便利なところと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
2 番	受付番号 1 4 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読

	いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 2人目の子どもが生まれ、現在住んでいるアパートが手狭になったため新居の建築を決めました。現在の住居から近く、環境が変わらないこと、妻の実家から近く、保育園や小学校が近く子育てがしやすいこと、商業施設が近く生活に便利なことを条件に市街化区域で検討しましたが条件に合う土地が見つからず、市街化調整区域ではありますが、条件に合致したため申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
3 番	受付番号147号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内の実家に両親と住んでおりますが、昨年末まで、市内の賃貸住宅に夫と住んでいました。将来を考え、専用住宅の建設を決めたため、賃貸住宅を更新せず実家に引越しました。賃貸住宅近辺で駐車場3台を確保できる土地を探しましたが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げたところ申請地を見つけ申請に及ぶものです。申請地は、近隣に保育園や小学校もあり将来何かと便利なところと考えております。夫の住民票は夫の実家の住所となっておりますが、現在私の実家で一緒に生活しています。 続きまして、受付番号148号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、実家に妻と子どもと住んでおりますが、現在の間取りでは何かと手狭であり、住宅建設を決意しました。実家からも近く、両親の老後の介護にも最適と考え、この土地を選定しました。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5 番	受付番号149号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 1 番	受付番号 1 5 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は解体業を営んでおり、賃貸借で三郷市にて事業を行ってまいりましたが、賃貸借契約が切れてしまい、自社にて保有できる土地を探していたところ、譲渡人が利用していない土地を所有しており、交渉したところ、承諾をいただいたことから、申請を行うものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9 番	受付番号 1 5 1 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は昭和 5 2 年に創業、平成 6 年に法人になり、一般廃棄物および産業運搬収集業を行っています。収集エリアは羽生市を主体としながら隣接市町村におよび、また産業廃棄物の処分場は、栃木県内にあり、そちらまで運搬しています。現在の事業所は敷地が狭小で、賃借している隣接地も手狭で、必要な車両および資材等は十分置けていない状況です。周辺が住宅地であり、それ以上拡張の余地もないため、車両置場、資材置場用地を探していたところ、相談地は面積および立地条件が適切で、周辺は影響を与える住宅等も限定的であることから、申請を行うものです。なお、相談地が利用できた際には、賃借している土地は返還し、事務所敷地部分については、役員・事務員乗用車駐車スペースと来客用駐車スペースとして使用する予定です。
	続きまして、受付番号 1 5 2 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
5 番	相続人のいない土地についてはどうなるのでしょうか。
事務局	例えば息子さんお孫さんなどがいれば相続という形で引き継がれますけれども、後継者の方がいないということになると、最終的には国に帰属されるような形になるかと思います

5 番	国のものにするには有料だと聞いたのですがどうなのでしょう。
事務局	事前に相続放棄するという形で手放してしまうというのであれば法務局で手続きをしまして国に帰属という形になります。その時には、当面の間、国の方で維持管理できるだけのコストを支払うというものがありますが、最後の代で自分が亡くなった後どうなるかというところについては具体的にいくら費用が発生するのかというところまで議論が現状起きていないのではないかなとは思われます。ただ、現実問題としては後継者の方がいないということであれば、国に帰属されたとしてもそもそも手数料を求める相手がいないわけですから、多分何もないというところかとは思われます。
議 長	(質疑終了)
(議案第 3 号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第 3 号の審議に入ります。
	(休憩)
	続きまして、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。
	それでは、事務局である農政課の説明後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なご審議の程、よろしくお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	本案は、令和 7 年 10 月に受けました、農用地区域からの除外の申出 4 件につきまして農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。
	「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、6 月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは 7 月以降となる予定です。
	事案番号 1 番は本川俣地区の案件になります。1 番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市内の借家住まいをしている子供夫婦が、父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが、他に立地する場所がなく、今回の申し出地に立地する計画となっております。
	事案番号 2 番は上新郷地区の案件になります。2 番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外の借家住まいをしている子供夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所が

	なく、今回の申し出地に立地する計画となっております。
	事案番号3番は須影地区の案件になります。3番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外の借家住まいをしている子供夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所がなく、今回の申し出地に立地する計画となっております。
	事案番号4番は秀安地区の案件になります。4番の案件につきましては、資材置場の新設でございます。市内の建設会社が新たに会社の近くに資材置き場を設けるための手続きとなります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所がなく、今回の申し出地に立地する計画となっております。
	以上が、農用地区域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は2,627㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしております。それでは、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	事案番号1番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内の借家で家族と生活しておりますが、以前より、自己用住宅を建築し、そこで生活したいという希望がありました。子どもがまだ小さく、将来のことを考えると、現在の借家では間取りが手狭で不便であります。市街化区域、非農地、白地で検討しましたが、適当な土地が見つからず、父に相談したところ、父の所有地を借りて、住宅を建てる承諾を得ることができました。両親の住宅に隣接しており、両親の面倒をみたり、お互いに協力し合いながら生活するのにも行き来がしやすく大変良い場所だと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
6番	事案番号2番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、親と同居しておりますが、今年、結婚し家族も増えたことで親との同居では手狭であり、住宅の建築の必要性を感じております。
	土地勘もあり、環境に恵まれており、また、近隣に親が住んでいることから、心強く感じており、また、ゆくゆくは親の介護も視野に入れているため最適地と考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

2 番	事案番号 3 番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 結婚を機に、独立するための住宅を必要としておりました。土地を探し、建築を計画しておりましたが、今後のこともあり、親の介護等が必要な際は、隣接地のため、非常に便利で、慣れ親しんだ土地であることから、建築地に最適と判断しました。 続きまして、事案番号 4 番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 平成 30 年に会社設立以来、近隣に資材置場として使用できる土地がなく、同業者が使用している加須市内の資材置場を共同で借りていました。今般、知り合いからの紹介で、本申請地の売買の話があり、県道に面していることから、重機等の出入りにおいても問題なく、本店から 1 km 圏内であり、資材置場として利便性があります。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。 （挙手全員） 挙手全員でありますので、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに決定いたします。
(議案第 4 号)	続きまして、議案第 4 号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 議案第 4 号 地域計画の変更について説明させていただきます。 今月上旬から中旬まで行いました「令和 7 年度協議の場」について多くの方にご出席いただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。 地域計画とは、令和 5 年 4 月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために、策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、

	農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするものです。本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題等の指摘がなければ、地域計画案の公告縦覧を2週間行い、地域計画の変更となります。 では、お手元の議案書について説明申し上げます。議案書については各地区ごとにホチキス止めしております。新旧対照表と変更案の目標地図を付けております。今回の変更地区は年度末の一斉見直しとなりますので「全14地区」でございます。変更理由としては、今年度、中間管理機構等を活用した貸借による担い手の変更、担い手不在の農地で農地転用が行われた土地の一括除外、担い手の新規追加、協議の場で聞き取りを行った経営地の追加及び削除、エリア指定の範囲に一部誤りがありましたのでそちらの修正でございます。 主な変更点について説明いたします。全地区とも変更点については同じになります。地域計画の表「(1) 地域計画の区域の状況」の面積の変更。「(2) 地域農業の現状及び課題」の現状部分 担い手等の人数の変更。担い手に対する農用地の集積に関する現状地及び目標値の変更、担い手一覧の変更。となります。変更内容についてはお手元議案書の地域計画新旧対照表、目標地図変更案をご覧ください。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第4号 地域計画の変更については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第4号 地域計画の変更については同意することに決定いたします。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より報告事項がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、中間管理機構、農林公社が行う特例に関する事業のために農地を取得する場合は、許可ではなく届出を行うものです。1件ございました。 報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。 住宅敷1件ございました。 報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。 住宅敷2件、駐車場敷2件ございました。 報告事項4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の取消についてでございますが、これは農地法第5条の届出を行ったものの、

	諸事情から取消しを行うものです。1件でございました。
	報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて でございますが、こちらは、農地法第5条の許可申請を行ったものの、 諸事情から取下げを行うものです。2件でございました。
	報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知についてで ございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る 農地の貸し借りの合意解約となります。76件でございました。
	報告事項7 農地法の規定による許可一覧についてでございますが これは県許可のありました2月分でございます。4条が1件、 5条が7件ございました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
議 長	報告は、以上です。続きまして、農政課よりの諸連絡です。
事務局	農政課より令和8年度の事業についてご報告させていただきます。
	1点目として、令和8年度の農地の貸し借り（農地中間管理事業）の 受付スケジュールについて説明させていただきます。配布した資料を ご覧ください。令和8年度の申請受付回数は年3回となり、令和8年 11月始期のものは令和8年5月末まで、令和9年4月始期のものは 令和8年10月末まで、令和9年8月始期のものは令和9年2月末まで が締切日となります。申請の受付は、特定の受付期間を設けるわけ ではなく、一年を通して受付いたしますが、受付日に応じて資料にある 契約開始日で受付をいたします。もし、農地中間管理事業を利用したい というご相談がありましたら、農政課で対応いたしますので、ご連絡 ください。また、契約の終期を迎えるものについては、利用権の方には 中間管理事業への切り替え案内を耕作者に送付し、中間管理事業を 行っている方については、耕作者に更新の意向確認を行ったうえで、 更新に関する契約書類を地権者と耕作者に送付しています。その中で 耕作者が耕作をやめたいという意向がある場合は、新しい耕作者を探す 農地相談という形で農業委員会の皆様にご相談をお願いいたします。
	2点目として、市の遊休農地解消対策事業費補助金について、お話し させていただきます。お手元の資料「羽生市遊休農地解消対策事業費 補助金（案）」をご覧ください。
	市では遊休農地の解消や畦畔撤去に対し支援を行っています。本日は 資料にある①遊休農地解消事業と②畦畔撤去事業について紹介させて いただきます。
	遊休農地解消事業は、作付けされず、管理が行き届いていない遊休農地 を解消し、3年以上作付けする方に10aあたり50,000円を補助 するものです。解消する農地は、新たに農地中間管理事業により農地 を借りるものに限り、すでに借りている農地は対象外です。
	畦畔撤去事業は、新たに農地中間管理事業により借りる農地の畦畔撤去 に対し、コンクリート畦畔は1mあたり400円、土畦畔の場合は 面積が小さいほうの農地の面積1㎡あたり10円を補助します。また 令和8年度からは、すでに農地中間管理事業または利用権で借りている 10a以下の農地にかかる畦畔の撤去に対しても、同様に補助いたし ます。いずれにおいても、遊休農地の解消または畦畔を撤去する前に 農政課にご相談していただく必要があります。解消した後、撤去した後 では申請はできません。
	農業委員、推進委員の皆様には、遊休農地の解消や畦畔撤去などの

	相談がありましたら、農政課につないでいただければと思います。
	本日お配りした補助金の資料は、まだ案の段階ですので、少し修正等が入るかもしれませんが、最終版を今月末に認定農業者等に配布する予定です。
議 長	以上で、農政課からの諸連絡が終わりました。
	ただいまの諸連絡に対し、ご質疑・ご発言を願います。
5 番	畦畔撤去事業は、借りた年だけでしょうか。1年耕作をしてみて
	畦畔撤去をするか検討することもあるので融通が利くとありがたいです。
事務局	基本的には借りた年のみとなります。令和8年度については、今の
	制度上だと融通をきかせることができないので、今後については検討していければと思います。
6 番	遊休農地の条件はどのようなものなのでしょうか。
事務局	農業委員の農地パトロールの結果、遊休農地として認定されている
	ところ、または、それ以外であっても、膝丈以上で草が伸びているところになります。対象になるかは、事前に相談していただければ
	と思います。
6 番	資料にある宅地まわり農地実証事業についてなのですが、宅地回り
	農地は白地が多いと思うのですが、青地に限定している理由は何でしょうか。
事務局	市内でも村君地区や井泉地区で耕作放棄地が増えており、宅地回りで
	隣接したところで、土地所有者が市外に住んでおり、解消できずにいる例があり、相談を受けておりました。この事業を使って小さい土地を
	借りて解消ができるかという実証実験として、令和8年の新事業としてまずは青地から始めたところです。
	補足になるのですが、解消事業費補助金をご申請いただく前に必ず農政課に相談をしてくださいというお話をしたのですが、その際に現
	地の写真等を取って、ご相談いただければ、見込みがありなしが分かりますので畦畔撤去でも、遊休農地解消でも忘れずに行うようお願い
	致します。
議 長	報告は、以上です。続きまして、事務局よりの諸連絡です。
事務局	お手元の資料で、黄色の冊子をご覧ください。こちらは4月以降の活動
	記録簿です。新年度からはこちらを活用ください。そして今年度使用
	いただいている活動記録簿ですが、次回の定例会で回収を行います。
	次回の定例会で、ご持参いただきますよう、お願いいたします。
	続きまして、お手元にある「農業委員・推進委員の地位を利用した
	選挙運動の禁止事項について」という資料をご覧ください。今年の
	5月に羽生市長選及び羽生市議会議員補欠選挙が行われる予定になって
	いますが、ここで農業委員・推進委員の皆様には選挙運動について
	周知を行います。お配りした資料をお読みいただきまして、各自確認を
	お願いいたします。また、今後ありうることといたしまして、候補者と
	一緒に写真をポスターなどに掲載することについてご説明いたし
	ます。選挙管理委員会によると、候補者の看板やポスターにご自身の
	写真を掲載することについては認められていますが、その写真に「農業
	委員」や「農地利用最適化推進委員」といった、身分や役職を掲示する
	ことは禁止されています。つまりは「写真だけならばOKですが、そこに
	「農業委員」や「推進委員」という身分や役職を書くことはNGという

	ことです。今後選挙運動については、この点には十分ご注意ください。
	続きまして、お手元にあります、来年度の農地相談会の日程表をご覧ください。来年度の農地相談会の日程と担当委員の方の一覧になります。基本的に今年度担当された月と同じ月で担当を割り振りましたが、ご都合のつかない場合は、事務局へお声がけください。
	なお、来月の相談会の担当委員は、石井委員、戸井田推進委員となります。日程は4月21日火曜日の午後1時30分となっております。当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。
	来月4月の定例農業委員会の日程でございますが、4月24日金曜日午後1時30分を予定させていただきます。会場は302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。 令和 8 年 3 月 2 5 日 会 長 署名委員 署名委員	